

大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者指定要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 事業者の指定等</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定を行わない。</p> <p>(1) から (4) (略)</p> <p>(5) イ から ロ (略)</p> <p>ハ「介護保険法施行令」(平成10年政令第412号)に基づき指定を受けた介護員養成研修事業者</p> <p>(6) から(11) (略)</p> <p>第6条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の申請の際には次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) から (5) (略)</p> <p>(6) <u>使用印鑑届(修了証書に使用する印鑑)</u></p> <p>(7) <u>今後2年間の「研修に係る収支計画書」及び今後2年間の「法人全体の収支計画書」</u></p> <p>(8) から (12) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>第3章 研修事業の実施 (略)</p> <p>第4章 研修事業の廃止 (略)</p> <p>第5章 調査及び指導 (略)</p> <p>第6章 その他 (略)</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>この要綱は、平成18年11月29日から施行する。ただし、第4条から第10条まで、第13条、第16条から第18条及び第20条に掲げる規定については、平成18年12月1日以降に実施する研修から、第11条及び第15条第2項の規定については、平成19年4月1日以降に実施する研修事業から適用する。</p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 事業者の指定等</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定を行わない。</p> <p>(1) から (4) (略)</p> <p>(3) イ から ロ (略)</p> <p>ハ「介護保険法施行令」(平成10年政令第412号)第3条第1項第2号に基づき指定を受けた介護員養成研修事業者</p> <p>(5) から (11) (略)</p> <p>第6条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の申請の際には次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) から (5) (略)</p> <p>(6) <u>印鑑証明書の原本(実印を使用しない場合は使用印鑑届も併せて提出)</u></p> <p>(7) <u>研修の収支予算書及び今後2年間の財政計画書</u></p> <p>(8) から (12) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>第3章 研修事業の実施 (略)</p> <p>第4章 研修事業の廃止 (略)</p> <p>第5章 調査及び指導 (略)</p> <p>第6章 その他 (略)</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>この要綱は、平成18年11月29日から施行する。ただし、第4条から第10条まで、第13条、第16条から第18条及び第20条に掲げる規定については、平成18年12月1日以降に実施する研修から、第11条及び第15条第2項の規定については、平成19年4月1日以降に実施する研修事業から適用する。</p>

改正後	改正前
<p>(経過措置)</p> <p>1 この要綱の施行において、前号のただし書きが適用されるまでの間、事業者としての指定及び休廃止に必要な手続きや研修事業の実施に関する変更や実績報告の手続きについては、なお従前の例による。</p> <p>2 平成18年12月1日以降に実施する研修事業のうち、この要綱の施行前に、旧要綱に基づく難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者指定申請書、難病患者等ホームヘルパー養成研修事業変更承認申請書又は難病患者等ホームヘルパー養成研修事業変更届出書により、すでに知事にカリキュラムの提出を行った研修については、第8条第1項に規定する届出があったものとみなす。</p> <p>3 第5条第2項の規定は、この要綱の施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については適用せず、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (施行期日等) この要綱は平成19年3月1日から施行する。</p> <p>(経過措置) 第5条第2項の規定は、この要綱の施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については適用せず、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、平成19年8月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、平成23年12月15日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、令和元年7月30日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) <u>この要綱は、令和3年6月1日から施行する。</u></p>	<p>(経過措置)</p> <p>1 この要綱の施行において、前号のただし書きが適用されるまでの間、事業者としての指定及び休廃止に必要な手続きや研修事業の実施に関する変更や実績報告の手続きについては、なお従前の例による。</p> <p>2 平成18年12月1日以降に実施する研修事業のうち、この要綱の施行前に、旧要綱に基づく難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者指定申請書、難病患者等ホームヘルパー養成研修事業変更承認申請書又は難病患者等ホームヘルパー養成研修事業変更届出書により、すでに知事にカリキュラムの提出を行った研修については、第8条第1項に規定する届出があったものとみなす。</p> <p>3 第5条第2項の規定は、この要綱の施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については適用せず、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (施行期日等) この要綱は平成19年3月1日から施行する。</p> <p>(経過措置) 第5条第2項の規定は、この要綱の施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については適用せず、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、平成19年8月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、平成23年12月15日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、令和元年7月30日から施行する。</p>